

山梨県公報

第千三百二十六号

平成十四年

十月七日

月 曜 日

目 次

結核予防法に基づく医療機関の指定	五三七
結核予防法に基づく指定医療機関の廃止	五三七
家畜伝染病の発生	五三七
腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定	五三七
電線共同溝を整備すべき道路の指定	五三七

告 示

山梨県告示第四百三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十四年十月七日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
有限会社フロイント塩部薬局	甲府市塩部四丁目十四番一号
みどり薬局玉穂店	中巨摩郡玉穂町若宮二十七番地六
苗調剤薬局	東八代郡石和町四日市場千七百九十二番地一

山梨県告示第四百四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十四年十月七日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
有限会社フロイント塩部薬局	甲府市塩部四丁目十一番七号

山梨県告示第四百五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十四年十月七日

山梨県知事 天 野 建

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患者	六〇	南都留郡山中湖村山中	平成十四年九月二十五日

山梨県告示第四百六号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十四年十月七日

山梨県知事 天 野 建

- 指定区域
南都留郡山中湖村大字山中字外久根及び字土手内の全部並びに大字山中字築地鼻及び字堂之前の一部
- 指定家畜の種類
指定区域で飼育されているみつばち
- 指定の概要等
指定期間 平成十四年九月二十五日から当分の間
指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第四百七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十四年十月七日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区間
道一般国	四二一号	東八代郡石和町大字八田字塚の越五四八番地先から東八代郡石和町大字市部字上屋敷五三五番の五地先までの下り線 東八代郡石和町大字市部字鵜飼一〇〇一番地先から東八代郡石和町大字市部字廣岡一一五三番地先までの上り線